

議第六六号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 10 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例（令和 年 月奈良県条例第 号）の施行の日から令和九年四月二十九日までの間における議会の議長、副議長及び議員に係る議員報酬の月額は、第二条の規定にかかわらず、議会の議長にあつては七十七万二千元と、副議長にあつては六十七万四千四百円と、議員にあつては六十二万二千四百円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

理 由

県議会議員の報酬の額を暫定的に減額する措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものである。